

住みなれたまちでこれからも

介護予防・高齢者福祉サービスのお知らせ

！ 予防給付が変わります(要支援1・2)
介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

4月から、「要支援1・2」の方が利用する予防給付のうち、「訪問介護」と「通所介護」の2つが全国一律の基準に基づくサービスから、市が行う新しい総合事業の「訪問型サービス」と「通所型サービス」に移行します。
「訪問看護」や「福祉用具貸与」などについては、これまでどおりの予防給付によるサービス利用のまま、変更はありません(右表参照)。
市ではこれからも地域の皆さんの実情に合ったサービスを継続していきます。



！ 高齢者福祉サービスを拡充しました!
4月から一部内容が変更になる事業を紹介します

■介護用品の支給事業

年間7万5千円分までの紙おむつなどの介護用品を支給します。

対象者…次のどちらにも該当する方

- ①要介護3～5の認定者を在宅で介護している方
- ②介護者及び介護対象者が市民税非課税世帯の方

変更点…県が指定する福祉用具貸与事業所から介護用品を支給していましたが、4月から香南市が指定するドラッグストアからも支給できるようになりました。

■在宅介護手当

1カ月のうち、15日以上在宅で介護を行った月数分、1カ月あたり8千円を介護手当として介護者に支給します。

対象者…次のどちらにも該当する方

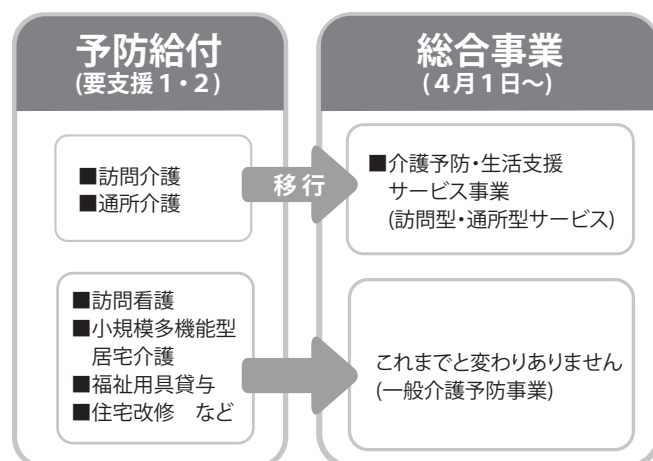
- ①要介護3～5の認定者を在宅で介護している方
- ②介護者及び介護対象者が市民税非課税世帯の方

変更点…対象者の介護度を明確化することで、支給対象者の拡大を図ります。

※各事業ごとに細かな決まりなどがあります。詳しい内容については高齢者介護課までお問い合わせください。



■高齢者介護課 ☎57-8510



ポイント この移行に伴う、皆さんの手続きなどは必要ありません

！ 介護予防ボランティア始めませんか?
こうなんボランティアポイント登録者研修会

こうなんボランティアポイントは、香南市が指定した介護保険施設などでボランティア活動すると「ボランティアポイント」がもらえ、貯まったポイント数によって、香南市ギフトカタログの商品と交換できます。

この制度のボランティアとして登録するためには、研修を受講する必要があります。興味のある方はぜひご参加ください。

日時…4月16日(日)10時～12時

場所…のいちふれあいセンター

対象者…40歳以上の香南市民

内容…ボランティアポイント制度の説明・ボランティアの心得・活動の紹介



問い合わせ・申し込みは
4月12日(水)までに香南市社会福祉協議会内香南市ボランティアセンター(☎57-7300)、または高齢者介護課へ。

◀会話ボランティアの様子

地域の農業と生活を守る

日本型直接支払制度

■農林課 ☎57-7517

日本型直接支払制度とは…

農業が持つ、国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全などの維持・発揮のために行う地域活動や営農活動に対する支援制度で、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度、環境保全型農業直接支払制度の3つの制度を併せて日本型直接支払制度と呼びます。

この日本型直接支払制度は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいて行われる安定的な制度です。

3つの制度の概要を紹介します

- 多面的機能支払制度**(対象…市内全域)
地域の共同活動を支援します。
 - 水路の泥上げ、農道の路面維持など…3,000円/10アール
 - 植栽やビオトープづくりなど農村環境活動…2,400円/10アール
 - 水路や農道などの補修や更新…4,400円/10アール

- 中山間地域等直接支払制度**(対象…中山間地域など)
条件不利地での農業生産活動を継続する活動を支援します。
 - 急傾斜地の田の場合…21,000円/10アール
 - 急傾斜地の畑の場合…11,500円/10アール

- 環境保全型直接支払制度**(対象…市内全域)
化学肥料・化学合成農薬の使用を5割低減する取り組みとセットで行う下記の営農活動を支援します(全額個人配分し活用のこと)。
 - 緑肥の作付け…8,000円/10アール
 - 堆肥の施用…4,400円/10アール
 - 有機農業など…8,000円/10アール



- すべての制度において、
- ▶2人以上で活動組織をつくり、農業振興地域農用地区域内の農地で活動する必要があります。
 - ▶金額は活動内容などによって変動します。
 - ▶対象地域など詳細はお問い合わせください。

近年、中山間地域での高齢化や就農人口の減少などにより、農業や集落の維持を懸念する声があがっています。

個人では難しくても、地域の仲間と協力して農業を続けていくことで、自然環境を含め農業と地域を守っていくことができます。こうした農業の担い手の負担の軽減と所得向上、地域の活性化に結びつけていくために「直接支払制度」があります。ぜひ活用してください。



■交付金は…
地域での共同活動に全額を活用してください。

■交付金は…
5割以上を個人に配分し、残りは地区の草刈りや水路を改修するなど、地域と農業者の実情に応じた幅広い用途に活用できます。

お住まいの地域に合った制度活用を提案させていただきますので、興味がある方はぜひ農林課へご相談ください。なお、平成29年度中から活用したい場合は、4月中に一度ご連絡をお願いします。

